

北のくらし

きらめく

北海道立消費生活センター

主な内容

- 知事年頭あいさつ…………… 2
- センターの活用を…………… 2
- 特殊詐欺に注意…………… 3
- 各地でエゾシカ連続講座…………… 3
- 札幌で消費者フォーラム…………… 4
- 定期購入のトラブル…………… 5
- 直飲み式携帯用
まほうびんの品質…………… 6、7
- 食品ロス削減…………… 8



雪の烏帽子岬(余市町)

余市水産試験場の庭から烏帽子岬を望む。ここには明治の文豪幸田露伴の文学碑がひっそりと建っている。今は訪れる人もまばらだ。

(全道展会員 山下 脩馬)

〒060-0003
札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館西棟
TEL (011)221-0110
FAX (011)221-4210
<http://www.do-syouthi-c.jp/>

NO. **107** 月号

道立消費生活センターを騙る投資勧誘などにご注意を！
ご相談は ☎050・7505・0999 へ

知事年頭あいさつ

北海道知事

高橋はるみ



明けましておめでとうござい
ます。平素から道政の推進に深いご理
解と温かいご支援を賜り、心から感
謝を申し上げます。

昨年を振り返りますと、人口減少・
危機突破に向けて地域創生を推進す
る中、保育料無償化など子育て支援
の充実をはじめ、移住定住の促進、
全国初のメデイカルウイング就航な
ど、誰もが安心して暮らせる地域社
会づくりを進めました。

また、日EU・EPA、TPPと
いった貿易交渉の合意など、グロー
バル化に伴い、「世界の中の北海道」
という視点がますます重要となる

中、ロシア欧露部やハワイ、ベトナ
ムといった世界各地と交流を深め、
あるいは海外からのお客様をお迎え
する中で、北海道ブランドが世界に
浸透してきていると実感しました。
今年も、北海道命名150年とい
う大きな節目の年です。先人から受
け継いできた北海道価値と未来への
展望を道民の皆様と共有しながら、
世界に挑戦する環境づくりや人づく
りなどを進め、明るい未来を拓き、
誰もが安全、安心に暮らせる、活
ある北海道を創っていきます。

消費生活の分野では、「第2次北
海道消費生活基本計画」に基づき、
消費者教育の推進や高齢者等の被
害の防止について重点的に取り組
み、また、商品等の表示の適正化や
悪質事業者に対して厳正な行政措置
をとってまいりましたが、今年も一
層、消費者の視点に立った施策を推
進し、道民の皆様とともに健全で豊
かな消費生活の実現を目指してい
ります。

新しい年が皆様にとりまして、希
望あふれる年となりますよう、心か
らお祈り申し上げ、新年のご挨拶と
いたします。

今年もセンターを
ご活用ください!

所長 橋本智子

新年、あけましておめでとうござい
ます。
道立消費生活センターは消費生活相談や商品テスト
などを実施するとともに、道民の皆さんが対象のくら
しに役立つ無料の講座や、団体が対象のミニ講座(裏
面参照)などを開催して消費者被害に遭わないよう、
啓発活動にも力を入れています。また、地域の消費生
活相談員の皆さまへの研修の
機会も提供しています。
安全・安心な暮らしを送る
ため、今年も当センターをご
活用ください。本年もどうぞ
よろしく願います。



福島の今を知ろう!

くらしのセミナー

平成29年度最後の「くらしのセミ
ナー」が12月6日に開かれ「ふくし
まからはじめよう。『ふくしまの今
を語る人』をテーマに、福島県か
ら農業生産者を招いて、東日本大震
災と原発事故後の主に農業にまつわ
る復興の話を聞きました。

講師は生産から加工、流通までを
手掛ける「株式会社ジェイ・ラップ」
社長の伊藤俊彦氏。

伊藤氏は、離農者が続出する



↑福島から講師を招いた、29年度最後の「くらしのセミナー」

平成29年のオレオレ詐欺や還付金詐欺、架空請求詐欺などの振り込め詐欺を含む特殊詐欺の被害は、北



特殊詐欺多発！街頭で注意喚起

中、土壌の汚染具合を知るため米を作り、数値を調べるなどして現状を把握しました。その後、反転耕による除染作業を経て、安全を確認できるとなりました。伊藤氏は「一つずつ確かめながら情報を精査し、仲間と共有した」「信頼してとアピールするよりも、自分たちの家族から健康被害を出さないことが、福島の

被害に遭わないためには日ごろから詐欺の口口に関心を持ち、家族で

海道警察によると11月末で認知件数258件、すでに前年の191件を大きく上回り、被害額は約5億7千万円で、こちらも前年の約4億4千万円を大きく上回り、深刻な状況にあります。
最近警察官や金融機関職員、市の職員を装って近づき、キャッシュカードをだまし取られる事件も発生しています。十分ご注意ください。
被害金の交付手段は手交型43.4%、振込型ではATMを使う手口が27.9%、送付型ではコンビニなどで電子マネーを購入させる手口が19.8%。コンビニ代行決済を悪用する振込型も増えています。

農業への信頼を取り戻すことにつながる」と話し、「消費者も一緒に学んで、情報に惑わされないで」と訴えました。参加者には福島県産のリンゴと米が振る舞われました。
来年度もタイムリーでくらしに役立つテーマを取り上げてセミナーを開催しますので、ご参加ください。



↑写真①②は池田で開かれた講座の様子と振る舞われたエゾシカ料理。写真③は苫小牧の講座の様子

道内におけるエゾシカによる交通事故や森林被害などが深刻化する中、エゾシカを有害獣としてとらえるのではなく、肉や皮を資源として有効活用しようと(一社)北海道消費者協会は、10月13日に池田町で、11月30日には苫小牧市で、地元の消費者協会と共催で連続講座を開催し

ました。両日とも多くの人が学び、肉や皮の活用について考えました。参加者は、エゾシカの被害の実態や野生生物との共存について学んだ後、苫小牧では皮を活用したアクセサリーを作り、池田では鹿肉の試食や調理法などを学びました。

エゾシカは資源。活用を！各地で講座

連絡を取り合うなどして気をつけましょう。在宅時も留守番電話にしておくと被害防止につながります。金銭を要求する電話があったらすぐに家族や警察へ相談してください。
特殊詐欺多発を受け、当センターは11月14日に札幌駅構内で、北海道警察や(一社)北海道消費者協会、(公社)札幌消費者協会などと協力してチラシやティッシュなどを配り、被害防止を呼び掛ける街頭啓発を行いました。写真。||

新しい消費者教育を学ぶ

札幌でフォーラム

平成29年度消費者教育推進フォーラム in 北海道(実行委員会主催)が12月2日に札幌市内で開催され、約150人がさまざまな消費者教育の取り組みについて学び、意見を交換しました。

今年のテーマは「消費者が主役の

社会を目指して」新たな取組から未来づくりへ」。

札幌市から「子どもの不慮の事故が意外と多いことから事故防止のため出張講座を開催している」、札幌学院大の学生たちからは「フェアトレードについて調べていくうちに、フェアトレードは命を救う活動につながるのだと分かり、一日を大事に生きることの大切さを知った」、教育大釧路校の学生たちからは「エゾ

シカによる被害の実態や資源価値を知るにつれ、義務教育の早い段階から教育を行った方がよいと思った」などの報告が寄せられました。

意見交換のコーディネーターを務めた横浜国立大学名誉教授の西村隆男氏は「持続可能な社会のため、事業者も消費者も責任ある消費をしなければいけない。そのための基礎は教育だということをお今日あらためて痛感した」と講評しました。



→道立消費生活センターも参加した展示コーナー

訪問購入の トラブル増加

国セ
調査

独立行政法人国民生活センターが60歳以上の消費者トラブルの状況を把握するため、電話相談を実施し、分析したところ、半数近くが訪問購入によるトラブルでした。

同センターは9月に「アクティブシニアのトラブル増加! 60歳以上の消費者トラブル110番」を実施しました。84件の苦情が寄せられ、年代は60歳代24%、70歳代41%、80歳以上が18%でした。内容については、指輪やネックレス、アクセサリ、



【消費者庁イラスト集より】

貴金属や紳士・婦人洋服など、訪問購入に関連した相談が多く寄せられました(45%)。また、モバイルデバイス通信や携帯電話サービスなど情報通信に関する相談や、投資商品や山林(原野商法の二次被害)など、契約購入金額が大きい相談もありました。

無理なく節電!

今冬も国からの節電要請はありませんが、道内は冬の電力消費量が大きいので、無理のない範囲で節電を心掛けましょう。



同センターは「いきなり訪問してきた購入業者は家に入れないように。買い取りを承諾できない貴金属の売却を迫られたらきっぱり断る」など注意喚起するとともに、少しでも疑問や不安を感じたら申し込みや契約をしたり、お金を払ったりに、最寄りの消費生活相談窓口を利用するように呼び掛けています。

相談専用電話



050-7505-0999

な形で申し込んだ。すぐに確認メールが来て、その2、3日後に1週間分のスムーズとコンビニ払いの用紙が届き1000円払った。1回きりのお試しだと思っていたら昨日、同じ商品1カ月分と約7000円の請求書が入った箱が届いた。不審に思い、インターネットで調べると、最低4回の定期購入で総額約2万1000円の契約という書き込みを見つけた。注文時の画面や届いた

当センターで相談受付時点での通販サイトの広告や申し込み画面を確認すると、はっきりした文字で「1回目は9800円のところ1000円」、また薄く小さい文字で「2回目以降も定価の40%OFF、定期コースは初回を含め4回の継続が条件」等との記載がありました。しかし、その表示がされる前に「100

1回きりのお試しのつもりが…
いつのまにか定期購入に！

2週間前にSNSで「ダイエット用スムーズの1000円モニター300名募集」という広告を見て、スマホ画面で相手とチャット(会話)を進めていくような形で申し込んだ。すぐに確認メールが来て、その2、3日後に1週間分のスムーズとコンビニ払いの用紙が届き1000円払った。1回きりのお試しだと思っていたら昨日、同じ商品1カ月分と約7000円の請求書が入った箱が届いた。不審に思い、インターネットで調べると、最低4回の定期購入で総額約2万1000円の契約という書き込みを見つけた。注文時の画面や届いた

たメールには金額は1000円としか書いておらず、定期購入になることは書いていなかったと思う。2回目以降の商品は解約、返品したい。(20代女性)



インターネットなどを利用して商品を購入する通信販売は特定商取引法(特商法)で広告規制があり、事業者の名称や住所、電話番号、商品の価格等、返品可否や返品期間や条件、申し込みの解除に関するなどを、消費者に分かりやすく表示するよう求められています。

平成29年12月に改正特商法が施行されたことに合わせて、いわゆる定期購入契約の広告、インターネット



【消費者庁イラスト集より】

生活相談窓口へ。トラブルに遭ったら最寄りの消費

確認画面を記録しましょう

健康食品や化粧品などの通信販売に関して、低価格でお試し商品が購入できると思ったのに、定期購入で思った以上の金額を払うことになった、解約しようとしても事業者の電話が通話中でつながらないといった相談が増えています。

円モニターに参加」という申し込みボタンが何度も出現し、モニター契約と定期コースが同じコースであることが確認しづらく、確認画面でも合計金額が1000円としか記載がなく、分かりにくい内容でした。相談者には定期購入だと分からないので解約したいこと、今後の商品の発送を停止してほしいこと

を、事業者にもメールで送信するよう伝えました。当センターから事業者に連絡したところ、チャット形式の注文画面に不備があったことを認め、2回目の商品は相談者が送料を負担して返送することで解約すると提案がありました。これに相談者が同意したため商品の返送を確認して終了しました。

みや確認画面上に定期購入であることや商品の引き渡しの回数、各回の商品代金や支払総額などの販売条件を表示することが必要となりました。また申し込み内容の確認や訂正ができる手段を提供していない場合は禁止行為になるとされています。商品を注文する際は、広告や申し込み確認画面で定期購入が条件となっていないか、それが条件となっている場合は、購入期間や支払うこととなる総額などの契約内容をしっかり確認しましょう。できるだけ確認画面を記録しておくとうい

表示以上の保温・保冷効果

～直飲み式携帯用まほうびんの品質～

平成28年1月にまほうびんのJIS規格が改正され、まほうびんに関する規格が統一されました。また、平成30年4月1日から直飲み式のステンレス製携帯用まほうびんが家庭用品品質表示法の対象となります。そこで保温・保冷性能と安全性をテストしました。



テスト品

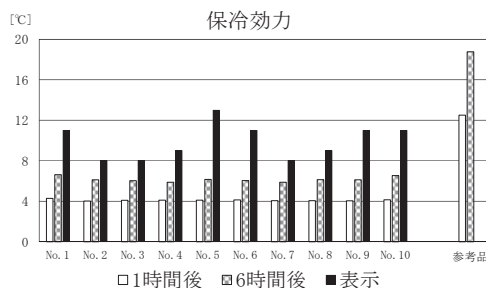
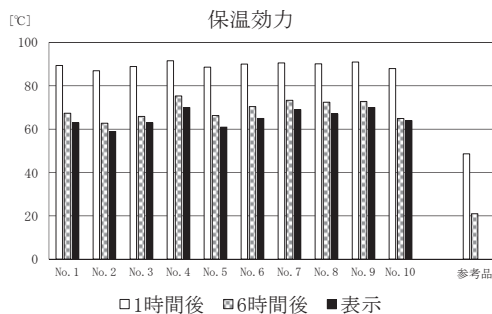
- 直飲み式携帯用まほうびん 10銘柄
- 参考品(非まほうびん構造) 1銘柄

テスト結果

○保温・保冷性能

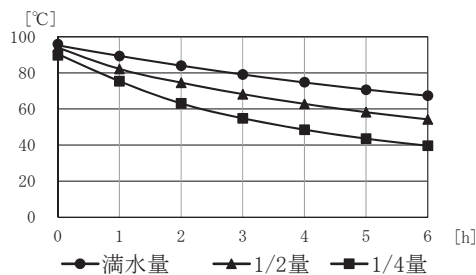
・保温、保冷効力(6時間後の温度)

全ての銘柄で保温、保冷効力ともに表示を満たしていました。



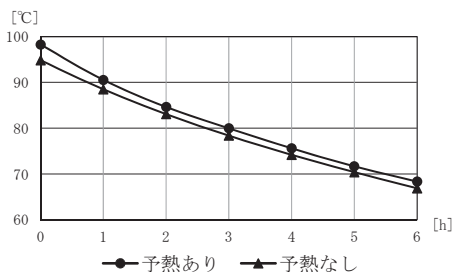
・注入量比較

満水量の1/2量及び1/4量を入れた場合、注入量が少ないほど保温・保冷性能の低下がみられました。No.1における保温効力については、6時間後には満水量よりも、1/2量では13°C、1/4量では28°C低くなりました。



・予熱、予冷効果

予熱(内瓶を温めておく)、予冷(内瓶を冷やしておく)をすることで注ぎ入れた直後の沸騰水の温度低下や冷水の温度上昇を抑えることができました。No.1における予熱した場合には注入直後に35°C、6時間後に15°C高くなりました。



●テスト品一覧と結果

No.	型式等	購入金額 [円]	容量 [L]	保温効力 (6時間後の温度)			保冷効力 (6時間後の温度)		
				実測値 [°C]	表示値 [°C以上]	JIS規格 [°C以上]	実測値 [°C]	表示値 [°C以下]	JIS規格 [°C以下]
1	サーモス JNL-352	2,230	0.35	67.3	63	53	6.6	11	13
2	タイガー魔法瓶 MCB-H036	1,860	0.36	62.7	59		6.1	8	
3	タイガー魔法瓶 MMJ-A036	2,250	0.36	65.8	63		6.0	8	
4	象印マホービン SM-PB34	2,700	0.34	75.3	70		5.9	9	
5	パール金属 HB-2413	862	0.35	66.3	61		6.2	13	
6	サーモス JNO-351	1,940	0.35	70.4	65		6.0	11	
7	タイガー魔法瓶 MMZ-A035	2,190	0.35	73.3	69		5.9	8	
8	象印マホービン SM-LA36	2,170	0.36	72.4	67		6.1	9	
9	ドウシシャ WDMB350	1,490	0.35	72.7	70		6.1	11	
10	ピーコック魔法瓶工業 AMM-35	1,280	0.35	64.9	64		6.5	11	
参考品	ラーケン 30-A	-	0.35	21.0	-	-	18.8	-	-

○安全性

・湯漏れ、水漏れ試験

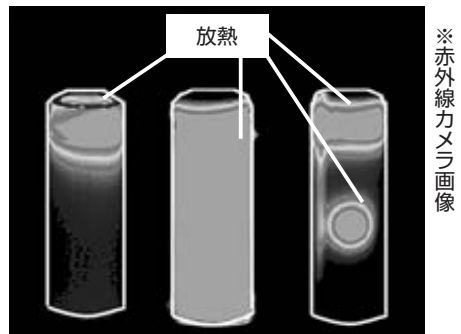
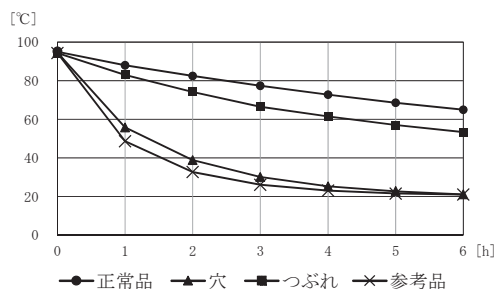
全ての銘柄で問題ありませんでした。ロック解除状態でも問題ありませんでした。

・外郭温度

全ての銘柄で本体温度に変化はなく、キャップ部が最も熱くなりましたが、最高温度は50°C以下でやけどの心配はありませんでした。参考品は注入直後本体が90°C以上になり危険でした。

・損傷ボトルの性能試験

外瓶だけが少しつぶれる程度では性能に問題ありませんが、内瓶と外瓶が接触するとその接触部から放熱し、保温・保冷性能も低下します。目立たない程度でも外瓶に穴が開いた場合は真空断熱ができなくなるため、保温・保冷効果が失われます。本試験においても本体全体が熱くなり外郭温度は約55°Cになりました。




左：正常品、キャップ部から放熱
中央：外瓶に穴（真空漏れ）、外瓶全体から放熱
右：内瓶外瓶接触、つぶれた箇所から放熱

消費者へのアドバイス

- ・全銘柄保温・保冷効力は表示を満たしていました。
- ・保温、保冷性能は内容量に影響を受けます。なるべく満水量を入れて使用するようしましょう。
- ・予熱、予冷を行うと注入直後の温度変化を抑えることができます。特に寒い日には予熱を行うと効果的です。
- ・表面が少しつぶれたとしても性能に影響は及ぼしませんが、外瓶と内瓶が接触するほどつぶれたり、穴が開いたりした場合は、性能が著しく低下します。使用の際に外瓶が熱い、もしくは冷たいという場合は本体が破損し真空断熱が維持されていない可能性がありますので使用を中止しましょう。

食品ロス削減!



おいしく残さず食べきろう!!

食べ残しなどの「食品ロス」は、国の推計によると全国で年間621万トに及び、国民1人当たり毎日茶碗1杯分のご飯を捨てている計算になります。北海道は平成28年11月から「おいしく残さず食べきろう」をスローガンに、「どさんこ愛 食食べきり運動」を展開しています。

特に宴会シーズンの1月末までをキャンペーン期間とし、おいしく残さず食べきるための5カ条として「適量注文」「幹事が『おいしく食べきろう!』の声かけ」「席を立たずにしっかりと食べる『食べきりタイム』をつくる」「食べきれない料理は仲間と分け合う」「目指すは完全!でも食べ過ぎ注意」を掲げ、食品ロス削減への協力を呼び掛けています。

展示コーナーを見学する学生たち



見学しませんか

当センターには食品の成分や製品の性能などを調べる商品テスト室や、その結果を分かりやすく紹介した展示ホールがあり、随時、見学を受け付けています。

平成28年度は大学や専門学校、町内会、自治会、消費者団体、自治体職員など約600人が訪れ、悪質商法や特殊詐欺の手法を知るミニ講座に耳を傾け、食品の着色料や糖分、繊維などの簡易実験に取り組みました。

利用は無料、2名以上は要予約。講座の内容等については相談に応じます。

申し込み、問い合わせは教育啓発グループへ。

国センの「18豆知識」

独立行政法人国民生活センターは、小冊子「2018年版くらしの豆知識」Ⅱ写真Ⅱを発行しました。

特集は「ネット活用の心得」。インターネットの普及により生活は便利になった反面、トラブルも発生しています。安心してネットを活用す



るための情報を分かりやすく解説。ほかに契約トラブルや製品事故などの事例、消費者契約の基本知識、金融取引なども紹介しています。資料編として新しい洗濯表示や各地の消費生活センターも掲載しています。

今年からユニ

バーサルデザインに配慮し、見やすい配色の誌面となっています。

A5判、176ページ、514円。

大手書店や北海道官報販売所でも扱っています。

北海道立消費生活センター
札幌市中央区北3西7
TEL 011・221・0110
FAX 011・221・4210
相談専用電話 050・7505・0999

北海道庁別館西棟

当センターは(一社)北海道消費者協会が指定管理者として業務を行っています。

ホームページのご案内

当センターのホームページでは、悪質商法の最新事例や製品事故情報、商品テストの結果などを紹介しています。ご活用ください。

<http://www.do-syouchi-c.jp/>

本紙の記事を転載する場合はセンターまでご連絡ください。